平成２２年（フ）第８７号
函館市桔梗５丁目17番25号
債務者　三上　瑠奈
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８９号
函館市北浜町３番31号
債務者　山田　睦男
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
山口県宇部市大字際波2737番地９
債務者　原田　晴樹
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１２８６号
大阪市港区市岡１丁目４番11号
債務者　安藤　　智
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７号
岩手県久慈市宇部町第５地割53番地７号
債務者　中村美也子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第１４０号
栃木県足利市鵜木町84番地11
債務者　沖山　裕美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第４７号
栃木県足利市五十部町1219番地５　ラフォーレ五十部103号
債務者　三田　隆一
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５２号
栃木県足利市五十部町241番地　スターハイツ五十部202
債務者　須永明日香
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続開始中更正

平成２０年（フ）第１１８４号
堺市東区北野田31番地３マイネ北野田303号、申立時の住所堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田403号
債務者　田中　正之
1　主文　当裁判所が平成22年２月４日午後５時になした破産手続開始決定中、債務者の住所につき、「堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田403号、前住所堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田1217号」とあるのを、「堺市東区北野田31番地３マイネ北野田303号、申立時の住所堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田403号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年３月３日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１１８５号
兵庫県加古川市上荘町国包758番地の８、申立時の住所堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田403号
債務者　田中　有代
1　主文　当裁判所が平成22年２月４日午後５時になした破産手続開始決定中、債務者の住所につき、「堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田403号、前住所堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田1217号」とあるのを、「兵庫県加古川市上荘町国包758番地の８、申立時の住所堺市東区南野田335番地１　コスモ北野田403号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年３月３日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１２５４・２４６１号
東京都港区元麻布３丁目１番35号　ｃ－ＭＡ３ビル地下１階
破産者　医療法人社団アース
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２３７号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字前田35番地３
破産者　有限会社栄幸商会
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成１９年（フ）第１号
群馬県吾妻郡中之条町大字下沢渡16番地の１
破産者　久住土建株式会社
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成１８年（フ）第２４４１１号
東京都杉並区荻窪５丁目27番８号
破産者　株式会社エフ・アール・イー
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第５２１号
静岡県浜松市北区細江町中川1795番地の１
破産者　鈴章住宅株式会社
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成１９年（フ）第１５９１号
宮城県名取市小塚原字西中塚318番地
破産者　株式会社仙南物流商事
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係